

答申第 216 号

平成 17 年 1 月 17 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 2 月 21 日付けで諮問された神奈川県体育・スポーツ振興期成会分
担金に係る執行伺票・支出命令票一部不存在の件(諮問第 174 号)について、次
のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として特定のスポーツ振興団体に関するすべての執行伺票・支出命令票（平成7年度及び8年度分担金）を特定し、これを公開したことは、相当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成13年1月4日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、特定のスポーツ振興団体に関するすべての執行伺票・支出命令票について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) これに対し、教育委員会は、平成13年1月18日付けで、本件公開請求の対象となる行政文書として、特定のスポーツ振興団体に関するすべての執行伺票・支出命令票（平成7年度及び8年度分担金）（以下「本件行政文書」という。）を特定し、公開決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成13年1月30日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書の特定について

教育委員会は、不服申立人が請求した文書を特定のスポーツ振興団体に関するすべての執行伺票・支出命令票（平成7年度及び8年度分担金）と特定しているが、不服申立人は平成7年度及び8年度分担金として限定した請求はしておらず、本件行政文書は請求した文書のすべてではなく、本件処分は、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

(2) その他

実施機関は、行政文書の公開を原本で行うべきである。

4 実施機関（教育庁管理部教育施設課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

実施機関は、本件公開請求のあった特定のスポーツ振興団体に関するすべての執行伺票・支出命令票について、教育施設課で現に管理している「平成7年度特定のスポーツ振興団体分担金」及び「平成8年度特定のスポーツ振興団体分担金」の2件を特定し、公開決定を行った。

平成6年度以前の特定のスポーツ振興団体に関する執行伺票・支出命令票は、保存期間満了により既に廃棄済みであるため、存在しない。

平成9年度以降の特定のスポーツ振興団体に関する執行伺票・支出命令票については、平成9年度から特定のスポーツ振興団体に対する分担金の支払実績がないため、存在しない。

5 審査会の判断理由

（1）審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

（2）本件行政文書の特定について

実施機関が本件公開請求の対象となる行政文書として特定した本件行政文書以外に、平成6年度以前の特定のスポーツ振興団体分担金に関する執行伺票・支出命令票が作成されていたが、当該文書について実施機関は既に廃棄済みであり、存在しないと説明している。神奈川県教育庁等文書管理規程（昭和58年神奈川県教育委員会教育長訓令第2号）又は神奈川県教育庁等行政文書管理規程（平成11年神奈川県教育委員会教育長訓令第14号）により、当該文書の保存期間は5年と定められており、本件公開請求の時点では保存期間の満了により既に廃棄済みであるとの実施機関の説明は、首肯できる。

また、実施機関は、平成9年度以降の特定のスポーツ振興団体に関する執行伺票・支出命令票については、平成9年度から特定のスポーツ振興団

体に対する分担金の支払実績がないために存在しないと説明している。

不服申立人は、行政文書の公開請求書に、請求対象文書として「特定のスポーツ振興団体に関する執行伺票・支出命令票のすべて」と記載しており、特定の年度の文書を請求しているわけではない。

請求対象文書として、「 のすべて」と記載されている場合において、該当する文書が全く存在しない場合には、存在しないものとして公開拒否決定を行うこととなるが、該当する文書が存在する場合には、存在する文書のみを請求対象文書として特定して公開か非公開かの決定を行うこととなるのであり、その余の文書について、存在しないものとして公開拒否決定を行うことまでは要しないものと解される。

したがって、実施機関が管理する本件行政文書のみを、実施機関が本件公開請求の対象文書として特定したことは、不合理であるとはいえない。

(3) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記3(2)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 2 月 21 日	諮問
3 月 13 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 15 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
4 月 16 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 8 月 30 日 (第 38 回部会)	審議
11 月 17 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
11 月 22 日 (第 40 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成17年1月17日現在)(五十音順)